

令和 2年 9月 12日

株式会社 ZERO-1 Holdings
代表取締役 八代 和士 殿



首都圏青年ユニオン連合会
執行委員長

令和2年9月8日付文書について（回答）

標題の件につきまして、下記の通り回答いたします。

記

通知文書によりますと、東京都労働委員会の判断をもとに、当組合との団体交渉に応じないとのことですが、東京都労働委員会における救済申し立ての対象団体ではないという判断が為されたのみで、日本国憲法で認められた団体交渉権等までも否定されたものではございません。

当組合を労働組合としてお認めになるか否か、団体交渉を行うか否かはお判断にお任せいたしますが、団結権、団体行動権も同様に日本国憲法において保障されているものでございますので、当組合としては、通知書に記載のような名誉毀損等の罰則に関しては違法性を阻却されるものであると考えております。もっとも、当然これまでの判例において認められた範囲内での団体行動に留まるものとお考えください。

また、貴社の石井殿が、当組合員に対し、飲酒を強要し、ラブホテルに宿泊を求め執拗に性交渉を迫ったハラスメント事案に関しては、証拠も揃っておりますので、刑事告訴も含め、関係諸機関とともに事案処理に当たって参りますことを既にお伝えしておるところですが、代理人弁護士にも事実をしっかりとお伝えした上で、依頼されることを強くお勧めいたします。

最後に、当組合は労働組合として組合員の権利を保護すべく、貴社におかれましては、誠実に団体交渉に応じていただきますようお願いいたします。

以上